

経済要録

国 内

◆公定歩合の引上げ

日本銀行は8月30日、公定歩合を0.75%引上げることを決定し、即日実施した。その内容は以下のとおり。

日本銀行基準割引歩合および基準貸付利子歩合

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	6.0	5.25
その他のものを担保とする貸付利子歩合	6.25	5.5

◆金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更について

日本銀行は9月7日、①金融機関の預貯金等の金利の最高限度の引上げ、②勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の引上げ、③市場金利連動型定期預・貯金(いわゆる小口M M C)にかかる金融機関の金利の最高限度の引上げについてⅠのとおり決定するとともに、ガイドラインとしての預金細目金利をⅡのとおり変更することを決定した。

I. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度ならびに勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度ならびに市場金利連動型定期預・貯金(いわゆる小口M M C)にかかる金融機関の金利の最高限度の変更について

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、期間の定めがある預金の利率および利回りの最高限度ならびに納税準備預金およびその他の預金利率の最高限度を下記(1)のとおり変更

し、下記(2)により実施する。

(1) 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金(期

間3か月以上の定期預金、年6.33%(+0.45%)

据置貯金および定期積金を

いう。)

当座預金 無利息

納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む。) 年2.83%(+0.45%)

その他の預金 年2.33%(+0.45%)

ただし、預入期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上である定期預金、据置貯金および定期積金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定期積金については適用しない。

(2) 実施日

平成2年9月17日

ただし、平成2年9月16日までに受け入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該預金、貯金および定期積金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

2. 臨時金利調整法に基づき定めている勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度を下記(1)および(2)のとおり変更し、下記(3)により実施する。

(1) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項および勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)に係る預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適

用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金又は貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)に係る利率の最高限度は、上記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項の規定にかかわらず年6.83%(+0.45%)とする。

(2) 金融機関の預金又は貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)に係る預金または貯金であって、租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受け当該預金又は貯金の利子が非課税とされるもの及び同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、上記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件第2項の規定にかかわらず年6.73%(+0.45%)とする。

(3) 実施日

平成2年9月17日

ただし、当該貯蓄に係る期間の定めが2年の預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、平成2年9月16日までに受け入れたものについては、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

3. 臨時金利調整法に基づく市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金にかかる金融機関の金利の最高限度の定めを下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

(1) 市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金に係る金融機関の金利の最高限度に関する件(平成元年5月大蔵省告示第88号)の規定にかかわらず、同告示に定める市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金の利率の最高限度が、それぞれの預入期間ごとに以下に掲げる利率を下回るときは、以下に掲げる利率を最高限度とする。

預入期間が3か月のもの	年4.23%(+0.45%)
預入期間が6か月のもの	年5.48%(+0.45%)

預入期間が1年のもの	年6.23%(+0.45%)
預入期間が2年のもの	年6.48%(+0.45%)
預入期間が3年のもの	年6.48%(+0.45%)

(2) 実施日

平成2年9月17日

ただし、平成2年9月16日までに受け入れた市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金について、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

II. 平成2年9月17日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回りについて

(下線部分は今回改定、かっこ内は変化幅)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの	年 <u>4.08%</u> 以下(+0.45%)
期間6か月のもの	年5.33%以下(+0.45%)
期間1年のもの	年 <u>6.08%</u> 以下(+0.45%)
期間2年のもの	年 <u>6.33%</u> 以下(+0.45%)

ただし、

イ、期間2年のものの

1年を経過した日に 行われる中間利払の 利率	年 <u>5.33%</u> 以下(+0.45%)
------------------------------	---------------------------

ロ、期限前払戻の場合

の預入期間中の利率	当該払戻が行われる日の 普通預金の利率以下
-----------	--------------------------

(イ) 預入期間が6か月未満の場合

(ロ) 預入期間が6か月以上1年未満の場合

(ハ) 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合

(ジ) 預入期間が1年6か月以上の場合

ハ、期限後利率

(イ) 現払の場合(他 預金への振替を含 む)	当該現払が行われる日の 普通預金の利率低下
-------------------------------	--------------------------

(ロ) 定期預金または 据置貯金に継続書 替えの場合	継続預入後の定期預金ま たは据置貯金の当該継続 書替えが行われる日の利率
----------------------------------	--------------------------------------------

据置預金	定期預金の利率に準ずる
定期積金	年3.93%以下(+0.43%)
ただし、期限前払戻の場合の預入期間中の利回り	当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下
(2) 当座預金	無利息
(3) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)	年2.83%以下(+0.45%)

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算期間中の利率	普通預金の利率以下
(4) その他の預金	
普通預金および普通貯金	年2.08%以下(+0.45%)
通知預金	年2.33%以下(+0.45%)
ただし、据置期間中に払戻のあった場合の預入期間中の利率	当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下
別段預金およびその他の雑預金	年2.08%以下(+0.45%)

2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率および利回りに、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとすることができます。

3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1.にかかわらず、期間3ヶ月以上6ヶ月未満のものについては年4.58%(+0.45%)以下、期間6ヶ月以上のものについては年5.58%(+0.45%)以下とする。

4. 経過措置

上記1.、2.および3.にかかわらず、平成2年9月16日までに受け入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該預金、貯金および定期積金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

◆郵便貯金利率の変更について

政府は9月11日、郵便貯金利率を以下のとおり変更し、9月17日から実施することを閣議決定した(「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は9月14日付で公布)。

郵便貯金利率

(単位・年%)

	変更後	変更前
通常郵便貯金	3.48	3.00
積立郵便貯金		
1年	4.20	3.72
2年	4.32	3.84
3年	4.44	3.96
定額郵便貯金		
1年未満	4.58	4.13
1年以上1年6ヶ月未満	5.08	4.63
1年6ヶ月以上2年未満	5.83	5.38
2年以上2年6ヶ月未満	6.18	5.73
2年6ヶ月以上3年未満	6.23	5.78
3年以上	6.33	5.88
定期郵便貯金		
6ヶ月	5.33	4.88
1年	6.08	5.63
住宅積立郵便貯金		
〔住宅金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
1年以上2年未満	4.68	4.20
2年以上3年未満	5.16	4.68
3年以上4年未満	5.88	5.40
4年以上5年未満	6.12	5.64
5年	6.36	5.88
〔住宅金融公庫等から貸付を受けない場合〕		
1年以上2年未満	4.32	3.84
2年以上3年未満	4.44	3.96
3年以上4年未満	4.80	4.32
4年以上5年未満	5.04	4.56
5年	5.28	4.80
進学積立郵便貯金		
〔国民金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
2年以下	3.96	3.48
2年1ヶ月以上	4.20	3.72
〔国民金融公庫等から貸付を受けなかった場合〕		
2年未満	4.20	3.72
2年	4.32	3.84
2年1ヶ月以上	4.44	3.96

◆日本銀行、作成統計データの磁気テープ等による一般
提供開始

日本銀行は、卸売物価指数、資金循環勘定等統計データの作成、利用、分析等にコンピュータの利用が一般化している状況を踏まえ、7月以降「経済統計月報」掲載の日本銀行作成統計データの磁気テープ等による一般提供を日本信用調査株式会社を通して開始した。

◆三証券取引所、株価指数先物取引等に関する規制措置
を実施

東京、大阪、名古屋の三証券取引所は、8月24日より、現先両市場の安定化を図る観点から、

- ① 現物・先物・オプション市場において、気配値表示の変化幅縮小措置および気配値の更新時間延長措置を実施するとともに、
- ② 先物・オプション取引の委託証拠金等に関し、以下の規制措置を実施した。
 - a. 委託証拠金率を現行9%から15%に引上げる（新規取引分から適用）
 - b. 委託証拠金のうち、現金部分を現行3%から5%に引上げる（新規取引分から適用）
 - c. 取引証拠金率を現行6%から10%に引上げる

◆東京証券取引所、株式売買システムの処理能力向上

東京証券取引所は、8月27日から株式売買システムの「拡充Ⅱ期システム」を稼働させた。これにより、1日当たり受付可能な株式売買注文件数は130万件（従来75万件）、処理対象銘柄数は2,200（同2,000）に増加するなど、処理能力が向上した。

◇現行金利一覧

2年9月21日現在 (単位・年%)

	金 利	実施時期 ()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	6.0	2.8.30 (5.25)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	6.25	2.8.30 (5.5)
新短期プライムレート	8.0	2.9.12 (7.375)
長期プライムレート	8.5	2.9.3 (7.9)
住宅ローン金利		
・固定金利型	7.68	2.3.1 (7.08)
・変動金利型	7.5	2.3.1 (6.5)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	8.5	2.9.3 (7.9)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	8.3	2.9.3 (7.9)
・住宅金融公庫	5.5	2.9.17 (5.4)
資金運用部預託金利(期間3年~5年)	5.0	1.7.28 (4.75)
(期間5年~7年)	5.5	2.2.27 (5.35)
(期間7年以上)	7.3	2.9.21 (6.7)
銀行等の預貯金金利(日本銀行のガイドライン利率)		
・定期預金		
3か月	4.08	2.9.17 (3.63)
6か月	5.33	2.9.17 (4.88)
1年	6.08	2.9.17 (5.63)
2年	6.33	2.9.17 (5.88)
定期積金	3.93	2.9.17 (3.5)
・普通預金	2.08	2.9.17 (1.63)
・通知預金	2.33	2.9.17 (1.88)
郵便貯金金利		
・定額貯金(1年以上1年6か月末満)	5.08	2.9.17 (4.63)
・積立貯金(1年)	4.20	2.9.17 (3.72)
・通常貯金	3.48	2.9.17 (3.0)
・定期貯金(1年)	6.08	2.9.17 (5.63)
信託配当率		
・指定金銭信託合同運用口④		
1年以上のもの	6.08	2.9.17 (5.63)
2年以上のもの	6.38	2.9.17 (5.93)
5年以上のもの	7.5	2.9.6 (6.9)
・貸付信託⑤		
2年のもの	6.53	2.9.21 (6.08)
5年のもの	7.62	2.9.6 (7.02)

(注1) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。

(注2) 信託配当率は各行自主決定金利。

④既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

⑤実施日付以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件

2年9月21日現在

		発行条件	改定前発行条件
国 債 (10 年)	· 応募者利回(%) <u>7.534</u> · 表面利率(%) <u>7.3</u> · 発行価格(円) <u>98.66</u>	〈9月債〉	〈8月債〉 6.904 6.7 99.79
割引国債 (5年)	· 応募者利回(%) <u>7.781</u> · 同税引後(%) <u>6.099</u> · 発行価格(円) <u>68.75</u>	〈9月債〉	〈7月債〉 6.716 5.299 72.25
政府短期証券 (60日)	· 応募者利回(%) <u>5.550</u> · 割引率(%) <u>5.500</u> · 発行価格(円) <u>99.0959</u>	〈9月10日発行分~〉	〈4月2日発行分~〉 5.168 5.125 99.1575
政府保証債 (10年)	· 応募者利回(%) <u>7.443</u> · 表面利率(%) <u>7.4</u> · 発行価格(円) <u>99.75</u>	〈9月債〉	〈8月債〉 6.926 6.8 99.25
公募地方債 (10年)	· 応募者利回(%) <u>7.487</u> · 表面利率(%) <u>7.4</u> · 発行価格(円) <u>99.50</u>	〈9月債〉	〈8月債〉 6.942 6.9 99.75
利付金融債 (3年物)	· 応募者利回(%) <u>7.500</u> · 表面利率(%) <u>7.5</u> · 発行価格(円) <u>100.00</u>	〈9月債〉	〈8月債〉 6.900 6.9 100.00
利付金融債 (5年物)	· 応募者利回(%) <u>7.600</u> · 表面利率(%) <u>7.6</u> · 発行価格(円) <u>100.00</u>	〈9月債〉	〈8月債〉 7.000 7.0 100.00
割引金融債	· 応募者利回(%) <u>6.826</u> · 同税引後(%) <u>5.529</u> · 割引率(%) <u>6.37</u> · 発行価格(円) <u>93.61</u>	〈9月債〉	〈4~8月債〉 6.258 5.075 5.87 94.11

(注) アンダーラインは今回改定箇所。